

一般社団法人日本筋ジストロフィー協会
海外派遣事業実施要項（案）

1. 目的

治療薬の研究開発が次々と進む中、患者会の活動が、かつての療養中心から大きな変革を求められている。治療薬の研究開発はグローバル化し、インターネットの普及で情報は瞬時に世界を駆け巡っている。一般社団法人日本筋ジストロフィー協会（以下、協会）の役員も国際的な視点に立ったマネジメント能力を備えた人材の育成が急務となっている。

こうした状況に対応するためには、患者会における海外の先進的な事例を調査・研究し、日本での活動をどのように展開していくかを検討することが不可欠である。また、国際協調という観点からも、海外の患者会と交流を深めることは重要である。

このため、協会は幹部育成のため、協会に所属する若手の役員・会員を海外へ派遣し、その成果を共有することによって、協会役員・会員の資質向上を図り、協会活動のさらなる発展へつなげていく。

2. 実施期間

平成31(2019)年4月1日から平成32(2020)年3月31日までとする。

3. 派遣内容

患者会活性化方法論の研究。

- (1) 海外の治療薬開発の調査・研究
- (2) 海外の患者会との交流

4. 派遣期間

派遣期間は、1週間程度とする。

5. 派遣人数

派遣者は、2名程度とする。

6. 負担経費

派遣者に対して協会が負担する経費は、1人100万円（介助者同行の場合150万円）を限度とする。

7. 派遣者の決定

派遣者の決定は、協会理事会で行う。

8. 不慮の事故等

派遣先で万一事故等が起きた場合は自己責任とする。ただし、海外旅行保険の加入を義務付ける。

9. その他

この要項に定めるもののほか、海外派遣事業に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、20●●年●月●日から施行する。

一般社団法人日本筋ジストロフィー協会
海外派遣事業応募要項（案）

(趣旨)

第1条 「海外派遣事業実施要項」第9項の規定に基づき、海外派遣事業の応募について必要な事項を定める。

(応募資格)

第2条 海外派遣事業に応募できる者は、派遣年度の4月1日時点で次の各号とも該当する者とする。

- (1) 将来、日本筋ジストロフィー協会幹部として協会活動を推進する意志のある者。
- (2) 協会に所属する役員、会員。
- (3) おむね45歳以下の者。

(応募の方法)

第3条 応募者は、所定の期日までに、必要書類を理事長に提出する。

(提出書類)

第4条 応募に当たって提出する書類は、次のとおりとする。なお、提出書類は返却しない。

- (1) 海外派遣事業 調査研究等計画書
- (2) 海外派遣事業 所要経費積算書

(帰国後の報告書)

第5条 派遣された者は、帰国後すみやかに報告書を作成し、理事長に提出するものとする。また、その成果を会報「一日も早く」に投稿するものとする。

2 前項に定めるもののほか、協会関連行事その他の場で、上記の報告に関連した成果を公表するように努めるものとする。

(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか、海外派遣事業の応募に関し必要な事項は、寄付金使途検討委員会の定めるところによる。

附 則

この要項は、20●●年●月●日から施行する。

(別紙様式1)

海外派遣事業調査研究等計画書（案）

1. 応募者について

ふりがな 氏名				
所属・職名				
生年月日 ・年齢(4月1日時点)	西暦	年	月	日 (歳)
略歴				
語学力	英語	[] 上級	[] 中級	[] 初級
	その他の語	[] 上級	[] 中級	[] 初級

2. 調査研究等の内容について

調査研究等テーマ				
派遣先機関・会議等名称				
調査研究等の概要				

3. 派遣日程・派遣先について

派遣期間		西暦 年 月 日 ~ 西暦 年 月 日 (日間)		
月 日	出発地 (国・都市名)	到着地 (国・都市名)	派遣先機関・ 会議等名称	用務
/				
/				
/				

注1) 略歴は、職歴の主なものを記入すること。

注2) 語学力は、以下を参考にし、該当するレベルへ○を付けること。

上級：外国語の書簡を読んで返事を書いたり、外国語による会議に出席してその概要をまとめたりすることができる程度

中級：仕事上の必要があれば、大学や図書館の概要について、資料を使って説明できる程度

初級：海外への出張や旅行、外国人の来訪の際など、必要に迫られれば身の回りの会話を努力してできる程度

入門：高校までの授業や大学での科目で履修した程度

(別紙様式2)

海外派遣事業所要経費積算書（案）

月 日	出 発 地	到 着 地	宿 泊 地	航空賃	地 域 区分	日 当		宿 泊 料	
						日 数	定 額	泊 数	定 額
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
小 計									
合 計									円

注1) 旅費の計算は、旅費規程により行うものとする。